

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
【家屋、家財・電化製品等について】			
別紙9中「単価表単価（市設定単価）を流通価格水準に修正」とある部分について			
1	エアコンや湯沸かし器等、大半の床下浸水被害家屋で被害が生じている一般的な設備機器については、機種が非常に多く、被害者ごとにそれぞれ異なるものである。そこで、原告は、設備機器の定格能力（kw）に応じた一律の単価を設定した上で耐用年数に基づいた賠償を行った。 単価の設定にあたっては、損失補償額の算定に用いられる近畿地区用地対策連絡協議会（近畿用対連）作成の建物補償標準単価一覧表を引用した。	近畿用対連作成の補償標準単価表には、金額の根拠が記載されておらず、このような単価表から算出した賠償額は合理性がない。単価表の金額が市場価格に比べて著しく高額であることは、原告の算定額が被害者の申告額を大きく上回っていることから明らかである。	原告は近畿用対連作成の平成25年度「補償標準単価表（建物・工作物編）」（甲111）を基準（別紙5-2）を作成して単価を設定したところ、同単価表は、用地補償算定業務を行うにあたり、適正かつ公平な損失補償金額の算定を円滑に行う目的で、補償項目ごとに算定方法、標準歩掛及び単価を示すものであり、多数の者に対する賠償額算定事務を円滑に行うためのものである。原告は、多数の被害者らに対する賠償を円滑に行う必要があったのであり、原告が上記基準を利用することは合理的であったといえ、原告が算定した賠償額を相当なものとする。 なお、被告らは、番号44の被害者について、エアコンの被害者申告額が15万円であるにもかかわらず、単価表単価32万5200円を適用していると指摘するが、必ずしも全員の被害者が被害額を明記して申告をしているわけではないことからすれば、一律に原告の定めた上記基準を適用したことが不当とまではいえない。
別紙9中「小売価格（カタログ希望価格、見積書単価）を流通価格に修正」とある部分について			
1-2	原告は、電気温水器、業務用エアコン、エコキュート、冷蔵庫については、メーカー小売希望価格から減価償却した額を被害者に対して賠償した。	流通価格を基準とすべきである。	上記1に記載のとおり状況の下で、原告がすべての商品についての流通価格を調査するのは困難であり、原告の賠償額が不合理なものとはいえない。
別紙9中「エビデンス不十分」とある部分について			
2	被害者から被害申告があり、被害者が本件浸水事故後に購入したものは、被害者が本件浸水事故により購入したものと認定した。物品の被害状況写真が無い場合であっても、本件基準に従い、賠償した。	具体的な証明がされていない。	例えば番号408の被害者についてみると、ウィスパーシルフ、エアドライヤーが損傷したことの客観的証拠は見当たらないが、いずれも床に据え付ける歯科医院用医療機器であって（甲1408）、浸水により損傷したことが合理的に推認することができる。 一般論としても、被害状況に関する証拠が散逸することはやむを得ないことであり、原告が被害者から提出された相応の資料及び本件基準に基づいて賠償額を算定している以上、その算定による賠償額を相当なものとする。
別紙9中「建物見積精査」とある部分について			
3	床上浸水の場合で積上げ方式により賠償するときは、被害者による申告額と原告の算定額を比較し、より低い方の額を賠償額とし、後者の方が低い金額であった場合、被害者による申告額を上限として原告の算定額に1割上乗せした金額を賠償額とした。これは、緊急事態に早急な修繕が求められる又は確実に施工業者を調達するには平常時より割高な工事費が必要となる状況であったからである。	原告は、見積総額と原告の算定総額を比較して、より低い方の額を賠償額としているが、損害項目ごとの金額で比較すべきである。総額で比較すると、項目ごとに比較したときに切り捨てられるべき金額も他の項目で賠償額とされ、不相当である。 また、被害者の事情は個々に異なるのに一律1割を上乗せする取扱いをすることは不相当である。	家屋被害を受けた被害者は多数にのぼる上、家屋の修繕工事における修繕項目も多数にのぼる。それぞれの項目ごとで金額を比較することは、原告において迅速な賠償を行う必要があった状況下では困難であり、総額において被害者による申告額と原告の算定額を比較する方法は合理的なものといえる。 また、原告の算定額を基礎とした場合に被害者の申告額を限度に1割を上乗せする対応も、早急な修繕をする必要があることや、多くの被害者がいるために修繕業者を確保するためには一定程度金額が高額になることが予想されるから、合理的なものとする。 したがって、原告の算定した賠償額を相当なものとする。
別紙9中「経年減価を考慮し減額（修正、控除）」とする部分について			
4	被害物品の修理費、取付費用、設置費用は、経年減価をすることができないから、全額賠償した。	これらの費用も経年に応じた減価がされるべきである。	修理費用、取付費用、設置費用は、対象物件の現在価値にかかわらず発生する費用であるから、経年減価をすることは相当でない。

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
【車・バイクについて】			
初度登録から10年以上経過している車両の事案			
5	中古車が全損となった場合、原告は、被害車両の本件浸水事故当時の現在価値について、自動車車検証から型式、類別区分番号及び初度登録年月を確認し、平成25年9月発行分のレッドブックに掲載された同種・同等車両の中古車価格とした。レッドブックの中古車価格は過去10年分までしか掲載されていないため、被害車両の初度登録が平成14年以前の場合は、レッドブックの平成16年から平成15年の中古車価格の減価率を算出し、平成14年以前も同じ減価率で年々価格が落ちていくものとして中古車価格を算出した。ただし、算定した中古車価格が新車価格の1割以下となった場合は、1割の価格を中古車価格とした。このように、原告は、再調達価額に相当する額を合理的な算定方法により算定している。	本件浸水事故発生時点で初度登録から10年以上経過している車両については、新車価格の1割が損害額であり、それを超える金額を否認する。	上記事案にあたる被害者のうち、例えば番号79の被害者についてみると、原告が行った同被害者の被害車両に対する賠償額の算定は以下のとおりである。 被害車両は平成13年初度登録のスズキワゴンR・FM-Tリミテッドである。同車のカタログによれば、過給機は1C付きターボ、新車価格は116万円である。レッドブックには、同じ車種の記載はないが、類似車両としてスズキワゴンR・FSターボが記載されている。その新車販売価格は117万円であり、平成16年登録の中古車価格は46万円、平成15年登録のものは42万円である。平成16年から平成15年の減価率は0.913（42万円÷46万円）で、平成13年まで同じ減価率で計算すると35万円となる（42万円×0.913×0.913）。35万円は新車価格117万円に対して29.9%の金額にあたる。被害車両の価値も、新車価格116万円に対する29.9%の金額であると考えて算出すると34万7000円となる。（甲1079） このような原告の算定方法は、被害車両の現在価値を可能な限り正確に算定しようとしたものであり、合理的なものとといえる。 したがって、原告は上記事案に該当する被害車両それぞれについて同様の算定方法で算定したものと考えられるから、原告が算定した賠償額をいずれも相当なものとする。
被害者から車両購入時の注文書等の提出を受けた事案			
6	原告は被害者から被害車両購入時の注文書等が提出された場合、被害車両の固有性を踏まえて再調達価額を算定することが可能になるため、当該注文書に記載された車両本体価格、オプション価格及び付属品価格の金額に基づき、経年減価を考慮して賠償額を算定している。原告が算定した金額が相当である。	被害車両購入時の注文書等を提出した被害者の車両損害額について、同注文書記載の新車価格からの減価償却値とレッドブック記載の装備品（カーナビ）加算額の合計額とし、それを超える金額を否認する。	上記事案にあたる被害者のうち、例えば番号227の被害者の被害車両についてみると、原告が賠償額を算定した方法は以下のとおりである。 同被害者からは車両購入時の注文書が提出された。これによれば、被害車両は平成25年7月初度登録のトヨタノア・2WD・Xスペシャルエディションであり、車両本体価格232万円から22万円の値引きを受け、メーカーオプション価格48万3000円、付属品価格15万4460円を加算した合計273万7460円（税込み）が購入時価格である。 レッドブックには同じ車種の記載はないが、類似車両としてトヨタノア・Gが記載されている。その新車販売価格は257万1000円で、平成24年登録の中古車価格は203万円であり、これは新車販売価格の約79%の金額にあたる。被害車両の新車販売価格を購入時価格の税抜き価格に設定し（273万7460円÷1.05≒260万7000円）、上記類似車両の価値残存率を踏まえて1年の経年減価で54万7000円減額すると考える（260万7000円×（1-0.79））。被害車両の初度登録年月が平成25年7月であるから、本件浸水事故までの2か月について経年減価すれば9万2000円の減額となる（54万7000円÷12か月×2か月）。この金額を購入時価格（税抜き）から減額し、被害車両の現在価値は税抜き251万5000円、税込みでは264万0750円となり、この価格を賠償額とした。（甲1227） このような原告の算定方法は、被害車両の現在価値を可能な限り正確に算定しようとしたものであり、合理的なものとといえる。 したがって、原告は上記事案に該当する被害車両それぞれについて同様の算定方法で算定したものと考えられるから、原告が算定した賠償額をいずれも相当なものとする。

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
7	レッドブックから直接に本件浸水事故当時の被害車両の中古車価格を把握できなかった事案		
	上記被害者の被害車両は、複数の車種・仕様車があり、レッドブックから直接に本件浸水事故当時の被害車両の中古車価格を把握できなかった。その場合、原告は、レッドブック掲載の類似車の情報、すなわち駆動方式や排気量が同じモデルの車種の新車販売価格及びオプション価格、経年減価率を利用して、被害車両の初度登録年度に対応する中古車価格を算出し、被害車両の損害額とした。	別紙8中「別紙10との対応番号」欄の7に丸が付されている被害者の車両損害について、レッドブック掲載の時価分を超える金額を否認する。	上記5及び6の裁判所の判断で示したとおり、原告は、レッドブックに被害車両と同車種のものの記載がない場合、類似車両を参考にして被害車両の損害額を算定し、これを賠償額としている。 このような原告の算定方法は合理的なものと認められるから、上記事案に該当する被害車両それぞれについて、原告が算定した賠償額を相当なものと認める。
8	商用車の事案		
	原告は、商用車も普通車と同様にレッドブックを利用し被害車両の初度登録年に応じた中古車価格を算出して賠償額とした。	被害車両が商用車で、商用車の法定耐用年数を経過している場合、新車販売価格の10%で算出すべきであり、それを超える金額にかかる賠償額を否認する。	被害車両が商用車で、税務上の法定耐用年数が経過していたとしても、被害者に生じた損害額を算定するにあたっては、同種・同等の車両の中古車価格をもって損害額とすべきであり、これはレッドブックを利用して算出することが可能である。 原告は商用車か否かにかかわらず、レッドブックを利用して被害車両の損害額を算定しているから、上記事案に該当する被害車両それぞれについて、原告が算定した賠償額を相当なものと認める。
9	全損の場合の消費税相当額について		
	被害者が修理や買替えのために消費税相当額の支出を余儀なくされる以上、消費税相当額の損害の発生を否定することはできない。	消費税相当額は、通常、損害として認められていない。	本件浸水被害が生じた車両の修理や買替えのためには消費税の支出を必ず伴うものであるから、原告が賠償額を算定するにあたり、消費税相当額を賠償額に含めることは相当なものと認められる。
10	車・バイクの装備及び車載品について		
	原告は、被害者が合理的に提出可能な程度の根拠資料を確認した上で賠償を行ったものであり、原告が算定した金額は相当である。	車・バイクの装備及び車載品の賠償額について、被害者による具体的な証明は不十分である。	原告は、被害者らの車・バイクの装備及び車載品にかかる損害について、多くの場合、本件基準に基づき、車につき6万2600円、バイクにつき1万3000円を賠償し、被害者から具体的な資料の提出を受けた場合には同資料に基づき積算した（別紙8のウ10欄参照、弁論の全趣旨）。 迅速な賠償を行う必要がある状況下で、被害車両の装備及び車載品について一台一台確認することは現実的ではない上、被害者に対して損害額の厳密な立証を求めることも困難である。そのため、通常想定される装備及び車載品とその金額を定めた上で、その範囲にとどまる場合には同金額の賠償をし、被害者からこの金額を超える被害申告があった場合には、被害者から提出を受けた資料を確認した上で賠償額を算定するという原告の対応は合理的なものと認められる。

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
【個別の被害者について】			
番号308の被害者について			
11	原告は、被害者に対して、エアコンの賠償として、2万8434円を支払った。	エアコンが損傷したかどうか不明である。	本件浸水事故によってエアコンの室外機が損傷したことを推認することができ、原告の賠償が不合理なものであったとはいえない。
番号371の被害者について			
11	原告は、建物、家財・電化製品等の損傷の賠償として、593万1898円を支払った。	家屋、家財・電化製品等の損害について、罹災証明や写真などがなく立証不十分であり、全額を否認する。	被害者は、全労済から、高さ40cm未満の床上浸水の被害を受けたとして、住宅及び家財に関する風水害等共済金等合計305万5000円を受領しており（甲1371・23頁）、原告は、そのことを確認したため、罹災証明や写真等を損害算定のための資料として収集しなかった（弁論の全趣旨）。したがって、被害者はその家屋及び家財・電化製品等に損害を被ったと認められる。
番号436の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、商品損害として394万9369円を賠償した。	消費税分18万8065円を否認する。	本件浸水被害が生じた在庫商品を再調達するためには消費税の支出を必ず伴うものであるから、これを含めて賠償額とすることが相当であり、原告が算定した賠償額を相当なものとする。
番号463の被害者について			
11	原告は、被害者に対して、家屋の損傷に対する賠償として、29万0850円を支払った。	賠償額は防蟻工事の代金であるところ、そのような工事は必要がない。	本件浸水被害の前に防蟻措置がとられていたのであれば、防蟻工事も原状回復のために必要な工事であり、原告の賠償が不合理なものとはいえない。
番号464の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、貸ガレージの減収について3か月分39万円の賠償をした。	全額を否認する。	被害者は貸ガレージを経営しており、本件浸水事故後、同ガレージの契約者のうち14名が解約をした（うち11名は平成25年9月中に解約、うち3名は同年10月中に解約）。原告は、解約者が車両を買替えて契約復帰するまでに通常要する期間は3か月間が妥当であるとして、同年10月から12月までの間の契約料39万円（月額1万円、11名・3か月分＋3名・2か月分）を営業損失にかかる賠償額と算定した（甲1464）。原告の上記算定過程は合理的なものであるから、原告が算定した賠償額を相当なものとする。
番号468の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、眼鏡店の設備品に関する損害として242万5601円と評価し、被害率0.343を乗じた額を支払った。	被害品の価格は被害者が加入していた損害保険会社の損害保険登録鑑定人が当時現地調査をして算定した被害物品総額232万8000円を基礎にすべきである。	眼鏡小売店を営む被害者は、その設備品に関する賠償額の算定にあたり、原告は、同被害者の平成24年分所得税青色申告決算書の「減価償却費の計算」部分に記載された未償却残高のとおり、エアコンにつき24万2049円、「ルネッタ39」につき45万円、「オートレンズメーターニデック」につき14万6250円、「ニデック」につき158万7302円（合計242万5601円）の現在価値があると認めた（甲1468・36、47頁）。他方、被害者が加入していた保険会社の鑑定人は、設備品の損害額を232万8000円と算定したが、その対象となった備品は原告が賠償対象とした備品のいずれも含まれていない（甲2468・33、34頁。なお、備品項目名にニデックは挙げられているが購入年月が上記決算書のものとは異なる）。したがって、原告が算定した賠償額を相当なものとする。

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
11	番号490の被害者について		
	原告は、被害者に対し、建物の周辺部についての応急対策費（雑費・水道代・清掃費）として、8万2500円を支払った。	具体的な証明がない。	被害者は、建物1階をバレー教室に賃貸しており（甲1490）、賃借人に使用収益させる義務の履行として、清掃を行ったのであり、原告の賠償が不合理なものであったとはいえない。
11	番号504の被害者について		
	原告は、被害者に対し、営業用機材の賠償として、334万3654円を支払った。	198万3835円が相当額である。	被害者は、漬物屋を営業しており、本件浸水事故により、漬物用の機械、業務用エアコン、ルームエアコンが損傷したところ、原告は、見積等に基づいて賠償額を決めており（甲1504）、原告の賠償額が不合理なものとはいえない。
11	番号518の被害者について		
	原告は、被害者に対し、休業損害として14万7463円を支払った。	休業損害としては、12万6075円が相当である。	原告は、被害者が床上浸水の被害を受けたことから休業日数を6日と認定し、被害者の確定申告書から損害項目を割り出して賠償額を決定しているのであり（甲1518）、原告の賠償額が不合理なものであったとはいえない。
11	番号521の被害者について		
	原告は、被害者に対し、商品損害として22万2862円を賠償した。	賠償額のうち、消費税分1万0612円を否認する。	本件浸水被害が生じた在庫商品を再調達するためには消費税の支出を必ず伴うものであるから、これを含めて賠償額とすることが相当であり、原告が算定した賠償額を相当なものとする。
11	番号526の被害者について		
	原告は、被害者に対し、家屋損害として1947万5529円を支払った。	原告の工事代金見積は、516万8785円について過大である。	原告は、賃貸アパートを経営しており、本件浸水事故により、1階7部屋すべてについて改装工事が必要となった（甲1526）。被告らは、解体処分工事、電気設備工事等の見積りが過大であると主張するが、コンサルタント会社の見積りに基づく原告の賠償額を不相当とするまでの事情は見当たらない。
11	番号537の被害者について		
	原告は、被害物品の品番・型式に基づき販売価格が84万円であることを確認し、経年減価を踏まえて減価率0.46を乗じ、消費税を加えた40万5720円を賠償額とした。原告が算定した金額は相当なものである。	賠償額の一部（8万3720円）を否認する。被害申告額である70万円を基準とすべきである。	原告は、コピー機の品番・型式に基づき平成22年11月の発売当初の販売価格が84万円であることを確認し、これを基に耐用年数5年に対して3年が経過したものとして経年減価した上で、消費税を加算して40万5720円を賠償額と算定した。（甲1537・206～210頁） 被害者は、取得価格が70万円であると申告するとともに、取得時期が平成23年5月であると申告している（甲1537・261頁）。そうすると、同被害者の申告価格を基に、取得時期から本件浸水事故に至るまでの約2年の経年減価をするのか、原告が算定したように発売当初の販売価格から3年の経年減価をするのかで大きな差は生じない。 したがって、原告が算定した賠償額を相当なものとする。
11	番号538の被害者について		
	原告は、被害者が賃貸していた物件の入居者が欠けていた期間（143日分）を賠償することは相当であると判断し、賃料相当額合計35万5645円を賠償した。	本件浸水事故と被害者の休業との因果関係を否認するものと解される。	被害者は、その所有建物を賃料7万5000円で賃貸していたところ、賃借人が平成25年10月31日に退去し、平成26年3月24日に新しい賃借人が入居した（甲1538）。建物の改修工事の必要のために、旧賃借人が退去したと推認することができるので、因果関係は認められる。
11	番号539の被害者について		
	原告は、被害者に対し、家財、電化製品等の損傷の賠償として、494万4634円を支払った。	原告は、ノートパソコン2台、カメラ2台、エルメスバッグ2個（バッグの合計価格212万円）などについても賠償しているが、被害者宅は床上30cmの被害であり、これらの物品価格の合計276万9678円を否認する。	被害状況の調査の際、クローゼットの棚の下段には衣類が雑然と置かれ（甲1539写真61）、床の間には電子機器が置かれ（写真16）、洋室の床に雑多な物が置かれていた（写真58）状況からすれば、被害申告された物が本件浸水事故の際に床に置かれていた可能性は否定できないし、被害状況の調査が本件浸水事故から9か月後である平成26年6月17日に実施されたことからすれば、被害者が被害品の状況を保全していなかったこともやむを得ないといえ、被害者の申告に従って行った原告の賠償が不合理なものとはいえない。
	番号574の被害者について		

番号	原告の主張	A事件被告ら及び補助参加人の主張	裁判所の判断
11	原告は、被害者に対し、Tシャツ及びタフレックスジャケット損傷に対する賠償として、49万8170円を支払った。	証拠不足である。	クラシックバレエの教室を営む被害者は、生徒に販売するためのバレエシューズ等のバレエ用品を教室内に保管していた。被害状況の調査の際、Tシャツ及びタフレックスジャケットの現物は示されていないが、これらのものを被害者がバレエ教室内で保管していたことはバレエ用品の販売店から送付された請求書により推認することができる（甲1574・359～361頁）。
番号574の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、休業損害として84万2722円を支払った。	3万1723円について否認する。	補助参加人の査定においても、営業損害は84万2722円とされており（丙42・損害算定資料（休業損害調査報告書）15頁）、当事者間に争いが無い。原告の明細書（甲1574・4頁）において、在庫被害額を66万6183円とすべきところを（同339頁）63万4460円と誤記をしたことにより認識の齟齬が生じたと解される。
番号584の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、建物の損傷に対する賠償として204万8784円を、応急対策費として9万1993円を支払った。	建物の被害状況が確認できない。応急対策費は証拠不足である。	【建物損傷に対する賠償額について】 建築会社である被害者は、注文住宅である被害物件の施工中に本件浸水事故に遭った。引渡日までに早急に改修する必要があり、1階床、壁、外壁サイディングの張替え、ユニットバス、洗面化粧台、ウォシュレット一体型便器の取替えが行われた。（甲1584・6～11頁） 本件基準によれば、浴室、風呂、便器等については賠償対象外となるが、原告は、上記事情を考慮して賠償の対象とすることを認めた。 被害状況の調査時には施工済みであったため、原告が被害状況を確認することはできなかったが、上記の事情からすればやむを得ない。 原告は、見積書記載の施工項目のうち、「桧貼・鴨居・溝加工」の費用など本件浸水事故と関係しないものを賠償対象外として、見積額のうち賠償対象額は204万8784円であると定めており、その算定した賠償額は相当なものと認める。 【応急対策費について】 原告は、被害者から、本件浸水事故後の16日午後3時から午後8時までの間に社員9名で復旧作業を行ったため、本来行うべき業務が進められなかった旨の被害申告を受けた。上記の事情からすれば、必要な措置であったと認められる。 原告の賠償額算定過程に不合理な点が見当たらず、賠償額は相当なものと認める。
番号589の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、建物修繕費用として4224万5402円を支払った。	建物修繕費のうち1454万6649円について否認する。	番号3と同じである。
番号611の被害者について			
11	原告は、被害者に対し、仏壇の修繕費用として530万6700円を支払った。	経年減価90%を考慮すべきであり、505万4000円（税抜価格）から引取費用20万円を控除した436万8600円に消費税を加えた458万7030円について否認する。	仏壇は、家族代々で受け継がれるものであり（当該仏壇も少なくとも祖父の代から使われていた。甲1611・568頁）、古くなれば買い替えるというものではなく、経年減価を適用すべきものではない。修繕費用は、当該仏壇の購入先であり、メンテナンスも行っていた仏壇製作会社による見積りによるものであり、他の2つの仏壇製作会社から相当額である旨の意見を聴取しており（甲1611・569、572頁）、原告の賠償額は相当といえる。
番号613、616、617、625～628の被害者について			
11	原告が、別紙6「賠償額」欄記載のとおり、上記番号の各被害者に対して賠償した。	いずれも不知	甲1613、1616、1617、1625～1628によれば、原告の主張のとおり賠償がされたと認められ、その金額も相当なものと認める。